

医療費控除や住宅借入金の特別控除を受ける人は「還付申告センター」でも確定申告できます

- 会場 イオンモール福津・2階イオンホール（福津市日蔭野6-16-1）
- 期間 2月6日(火)～同9日(金)
- 時間 9:30～15:00
- *受付終了時間は早まる場合があります（人数制限あり、1日300人）
- *会場へ電話の問い合わせは受付不可。問い合わせは香椎税務署へ
- 問い合わせ先
香椎税務署 ☎092(661)1031

還付申告センターで確定申告ができる人

- 医療費控除を受ける人
- 住宅借入金等特別控除を受ける人
- 確定申告をすると源泉徴収されていた税金が戻る人
- 確定申告で寄附金控除や雑損控除などの控除を受ける人
- 昨年途中で会社を退職し再就職しなかったため、年末調整を受けていない人
- 株式などの配当収入があった人
- *ただし、事業所得（営業所得、農業所得）、不動産所得、資産の譲渡による所得などがあつた人は、「還付申告センター」では申告できません

*所得の内容によって、還付申告センターで相談できない場合あり（仮想通貨など）。税務署に確認を

各会場でできる申告相談内容

		受付期間と場所					
		① 2月16日(金)～3月15日(木) 9:00～16:00	② 2月6日(火)～同9日(金) 9:30～15:00	③ 2月16日(金)～同23日(金) 3月1日(木)～同15日(木) 9:00～15:00	④ 2月26日(月)～同28日(水) 9:00～15:00		
		香椎税務署	還付申告センター（注1） イオンモール福津 2階イオンホール	自主作成コーナー 臨時申告相談会	税務署出張申告相談会		
申告する所得の種類が右記の場合	事業	営業等	○	×	×	○	1日先着120人 (注3)
		農業	○	×	×	○	
	不動産	○	×	×	○		
	配当	○	○（注2）	○（注2）	○（注2）	1日先着150人 (注4)	
	給与	○	○	○	○		
	雑	公的年金等	○	○	○		○
		その他	○	○	○		○
	総合譲渡	短期	○	×	×		×
		長期	○	×	×	×	
	一時	○	○	○	○		
その他	分離課税で申告する場合	○	×	×	×		
	住宅借入金等特別控除を申告する場合	○	○	×	×		
	雑損控除を申告する場合	○	○	×	○	1日先着120人（注3）	
	青色申告特別控除を申告する場合	○	×	×	×		

*期間中は土・日曜日が休み *①は2月18日(日)、同25日(日)のみ日曜日開設 *④は受付人数に制限あり（上表参照）
 (注1) 確定申告を行い、還付を受ける人は利用してください (注2) 総合課税のみ相談可。申告分離課税を選択する場合は香椎税務署へ
 (注3) 各申告内容の相談人数は合わせて1日先着120人 (注4) 各申告内容の相談人数は合わせて1日先着150人

国民健康保険加入の人

確定申告前に必ず高額療養費の払い戻し手続きを

平成30年2月15日から確定申告が始まります。確定申告前に必ず平成29年度分の高額療養費の申請を済ませてください。

Q 高額療養費の対象の領収書を確定申告に出してしまったらどうなるの？

領収書を税務署から返却してもらうか、医療機関で支払証明書（通常有料）を発行してもらった上で、修正申告をすることになります。平成29年12月分までの高額療養費の申請は必ず確定申告までに市役所の国保医療課で申請をお願いします。

Q 高額療養費の申請にはなにが必要なの？

- 医療機関の領収書原本か、支払証明書（診療月分）
- 振込先の口座情報 ●国民健康保険証 ●印鑑（認印）
- 届出者の本人確認書類（運転免許証・パスポート・個人番号カードなど）

Q 高額療養費払い戻しの対象になったら、通知は来るの？

市では、国民健康保険の高額療養費に該当する未申請者に「高額療養費支給申請のお知らせ」（支給予定額3,000円以上の世帯が対象）を送付しています。しかし、発送が診療月の3カ月後（平成29年12月分の通知は平成30年3月下旬に届く）となるため、確定申告の手続き後に通知が届

【高額医療費を申請する前に確定申告をしてしまうと…】



くこととなります。確定申告で医療費控除の申請をする人は、確定申告前に高額療養費払い戻しの申請をしてください。

◆払い戻しの申請ができるか分からない時は…
 ▽世帯の限度額は、市HP<http://www.city.munakata.lg.jp/>→「健康・保険・福祉・子育て」→「年金・医療・介護」→「国民健康保険」→「医療費が高額になったとき」→「高額療養費制度のしくみ」で確認できます
 ▽領収書を全て国民健康保険の窓口を持参すると、申請可能か確認できます

■問い合わせ先 国保医療課国民健康保険係 ☎(36)1363
 *国保以外の保健に加入している人は、各自加入している保険者に問い合わせを

確定申告のお知らせ

- 所得税の確定申告期限は3月15日(木)まで
- *復興特別所得税の記載もれに注意してください
- *確定申告書の送付については、香椎税務署へ問い合わせを
- *来場時は、前年の申告書の控えを持参してください

確定申告書の入手場所

- 香椎税務署
- 市役所
- ▽税務課(本館1階11番窓口) / 1月24日(水)~2月15日(木)
- ▽北館1階・103会議室 / 2月16日(金)~3月15日(木)
- 国税庁HP <http://www.nta.go.jp/>
- 各コミセン 1月24日(水)~
- *枚数に限りあり。無くなり次第終了

ふるさと納税ワンストップ特例の無効に注意

- 次のいずれかに該当する人はワンストップ特例が受けられません。
- ▽確定申告をした場合
 - ▽市県民税の申告をした場合
 - ▽寄附先が5自治体を超えた場合
 - ▽住所などの変更後、寄附先に変更届を提出していない場合
 - 問い合わせ先
 - ▽確定申告のお知らせについて(ふるさと納税を除く) = 香椎税務署 ☎092(661)1031
 - ▽ふるさと納税について = 税務課市民税係 ☎(36)7350

申告会場	日程	時間	備考
① 香椎税務署 ☎092(661)1031	2月16日(金)~ 3月15日(木) *土・日曜日を除く ただし2月18日(日)、 同25日(日)は開設	9:00~16:00	駐車場は利用できません。 公共交通機関の利用を
② 還付申告センター (イオンモール福津) (2階イオンホール)	2月6日(火)~ 同9日(金)	9:30~15:00 *受付終了時間が 早まる場合があります	受付人数は1日先着300人 *詳細は10ページを参照
③ 自主作成コーナー・ 臨時申告相談会 (市役所北館1階) 103会議室	2月16日(金)~ 同23日(金) 3月1日(木)~ 同15日(木) *土・日曜日を除く	9:00~15:00 *受付終了時間は 状況により前後 する場合があります	営業所得、農業所得、不動産所得、 雑損控除、譲渡所得(土地、建物、 株式など)、先物取引、住宅借入金 等特別控除は臨時申告相談会で 申告の相談はできません
④ 税務署出張申告 相談会 (市役所北館1階) 103会議室	2月26日(月)~ 同28日(水)	9:00~15:00 *受付終了時間は 状況により前後 する場合があります	営業所得、農業所得、不動産所得、 雑損控除の申告の相談ができません。 *受付人数に制限あり。 詳細は10ページを参照 *青色申告は受付不可 *事業所得、不動産所得か雑所得 (年金所得を除く)がある人で、 前年分の所得金額(専従者控除 前か青色特別控除前)が300万 円を超える人は受付不可

市県民税申告のお知らせ

- 市県民税の申告は3月15日(木)まで
- 申告会場 下表参照
- 各コミセンでは所得税の確定申告の受付は実施していません

申告用紙の入手場所

- 市役所
- ▽税務課(本館1階11番窓口) / 1月24日(水)~2月15日(木)
- ▽北館1階・103会議室 / 2月16日(金)~3月15日(木)
- 各コミセン / 1月24日(水)~
- 大島行政センター / 1月24日(水)~
- *各コミセン、同センターは枚数に限りあり。無くなり次第終了
- *前年に市県民税申告をした人には、1月22日(月)以降に市から市県民税申告用紙を送付

郵送でも申告できます

- 市県民税申告書を自分で作成し、郵送する場合は、〒811-3492/税務課市民税係あて(住所不要)
- 問い合わせ先 税務課市民税係 ☎(36)7350

申告会場	日程	時間
南郷コミセン	1月30日(火)	9:00~11:30
吉武コミセン	1月31日(水)	9:00~11:30
自由ヶ丘コミセン	2月1日(木)	9:00~11:30
赤間西コミセン	2月5日(月)	9:00~11:30
大島ふれ愛センター	2月6日(火)	10:30~12:00、13:00~15:00
赤間コミセン	2月7日(水)	9:00~11:30
玄海コミセン	2月8日(木)	9:00~11:30
市役所北館1階 103会議室	2月16日(金)~ 3月15日(木)	9:00~15:00 *11:30~13:30は受付税理士らが交代で昼休憩を取りますので、待ち時間が長くなります *土、日曜日を除く

*駐車場は混雑します。公共交通機関の利用を

マイナンバーカードの申請書を持って申告会場へGO

「マイナンバーカードを作りたいけれど、写真が必要だし申請の方法が分からない…」という人へ、申告会場の待ち時間を利用して、マイナンバーカード申請の手伝いを無料で行います。

- ①通知カードの下部の「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」(下図参照)を準備し、市県民税の申告会場へ
- *申請書を持っていない人は、本人確認書類を持参してください
- ②市のタブレット端末で本人の写真を撮り、電子申請をサポート。複雑な操作は必要ありません。
- *カードができるまでに1カ月ほどかかります
- *カードの受け取りには、申請した本人が市役所へ来庁する必要があります



個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書

本人確認書類

- 次のいずれか1点
- ▽運転免許証 ▽パスポート
- ▽住民基本台帳カード(顔写真付)
- ▽身体障害者手帳などの官公庁が発行した顔写真付の身分証明書
- 上記を持っていない人は、次の2点か、次の1点と通帳など名前の確認ができるもの
- ▽健康保険証 ▽後期高齢者医療保険証 ▽介護保険証
- ▽住民基本台帳カード(顔写真なし)
- 問い合わせ先 市民課 ☎(36)1126

医療費控除の領収書が提出不要になりました

- 平成29年分の申告から、領収書の代わりに「医療費控除に関する明細書」の提出が必要です。
- *明細書は国税庁HP <https://www.nta.go.jp/> → 「作成コーナー」で作成できます
 - *医療費の領収書は自宅などで5年間保存する必要があるため、税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません
 - *医療保険者から交付を受けた医療費通知(健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など)を添付すると、明細書の記入を省略できます

香椎税務署からのお知らせ

申告書にはマイナンバーの記載が必要です!

マイナンバーの記載(*1)と申告者ご本人の本人確認書類(*2)の提示、または写しの添付が必要となります。申告会場に来場する場合は、必要な書類を持参してください。

- (*1) 扶養親族等がいる場合は、扶養親族等のマイナンバーの記載が必要
- (*2) 例1 マイナンバーカード
- 例2 通知カード+運転免許証や公的医療保険の被保険者証など

■問い合わせ先 香椎税務署 ☎092(661)1031

